市町村長および議会に求める

受動喫煙防止対策を中心とした
総合的なタバコ規制政策実施の必要性
「タバコ対策基本条例」の提案

青森県タバコ問題懇談会

代表世話人　山崎 照光（青森市）

鳴海　　晃（弘前市）

久芳 康朗（八戸市）

〒030-0813 青森市松原1-2-12　TEL 017-722-5483　FAX 017-774-1326　http://aaa.umin.jp/

概　要

- 最短命県で喫煙率の高い青森県は、タバコ規制政策で日本のトップを走っている必要があるが、現実は逆
- 県内の受動喫煙防止対策は国際条約からかけ離れた「世界の非常識」状態、飲食店ではPM2.5が危険域に
- 現在、受動喫煙防止対策の実施責任は自治体にあり、対策の遅れによって犠牲者が増え続けている
- 青森県の子どもの約６割は喫煙家庭で育っている
- 未成年の喫煙率ゼロは、子どもの教育だけでは達成できない。大人に対する実効力のある規制が必須
- 総合的なタバコ対策基本条例の制定が必要です

青森県タバコ問題懇談会とは ...

- 会員約70名　医師、歯科医師、看護師、教員、一般市民など
- 1998年　発足（旧名：青森県喫煙問題懇談会）
  - 2004年　青森県タバコ問題懇談会と改名
- 5月31日のWHO世界禁煙デー前後に毎年イベント開催
- 2007年12月8日　「無煙のまちづくりの日」制定
  - 県内全市町村の公共施設禁煙化状況を毎年調査・ランキング公表
- 2010年6月　受動喫煙防止対策に関する請願書　→採択・満場一致
- 2011年1月　青森県庁・県議会への喫煙室および分煙装置の設置中止と県施設の全面禁煙化を求める勧告　→分煙装置設置中止
- 2011年3月　青森県内の公共的な空間における受動喫煙防止対策の実施に関する陳情書　→採択・満場一致
- 2011年3月　青森県の県有施設における全面禁煙の実施に関する陳情書　→不採択・賛成少数

タバコのない青森へ 10の提言　　2012年6月

1　すべての学校・幼稚園・保育施設、医療機関、自治体庁舎を敷地内禁煙に

2　飲食店を含むすべての公共的施設・職場を屋内全面禁煙に

3　路上、公園、観光地などの屋外における受動喫煙をゼロに

4　すべての公共的施設に対して罰則規定を有する受動喫煙防止条例の制定を

5　家庭における妊婦や子どもの受動喫煙をなくすためのあらゆる方策を

6　未成年の喫煙率ゼロ早期達成をめざし、喫煙防止教育の強化と喫煙率調査の継続を

7　葉タバコ農家の転作支援とタバコ税の大幅増税へ政策の全面転換を

8　タバコは嗜好品ではなく、喫煙が本人のみならず家族の命まで奪う「ニコチン依存症」という病気だという基本認識を政治・行政・教育・報道関係者は徹底せよ

9　医師・歯科医師、教師、政治家は、自ら喫煙率ゼロを達成して範を垂れよ

10　WHOタバコ規制枠組み条約（FCTC）を遵守し、タバコ産業の広告・社会貢献（CSR）活動を禁止せよ

青森県タバコ問題懇談会

男女とも連続して最短命県　2010年平均寿命

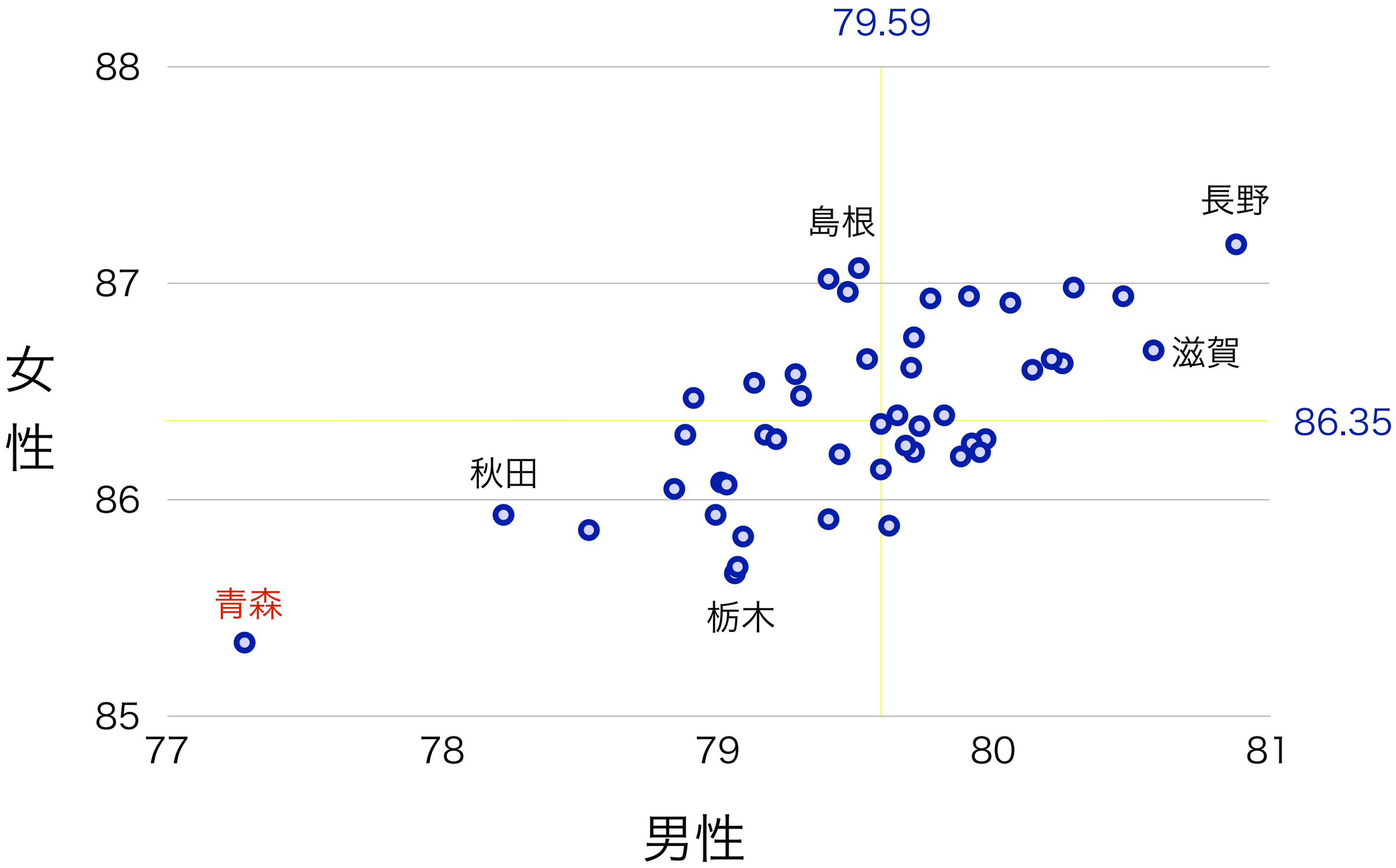

2010年都道府県別生命表

都道府県別喫煙率　2010年

	男女合計		男性		女性	
1	北海道	24.8	**青 森**	**38.6**	北海道	16.2
2	**青 森**	**24.7**	秋 田	37.4	**青 森**	**12.7**
3	福 島	23.0	福 島	36.2	大 阪	12.3
4	宮 城	22.9	栃 木	35.7	神奈川	11.9
5	千 葉	22.8	富 山	35.6	埼 玉	11.8
全国平均		21.2		33.1		10.4
43	山 口	18.5	鳥 取	30.2	富 山	7.5
44	徳 島	18.4	京 都	29.9	鹿児島	6.8
45	鹿児島	18.4	福 井	29.9	鳥 取	6.6
45	奈 良	18.2	奈 良	29.7	福 井	6.2
47	島 根	17.3	島 根	29.3	島 根	5.4

青森県　父親の喫煙率

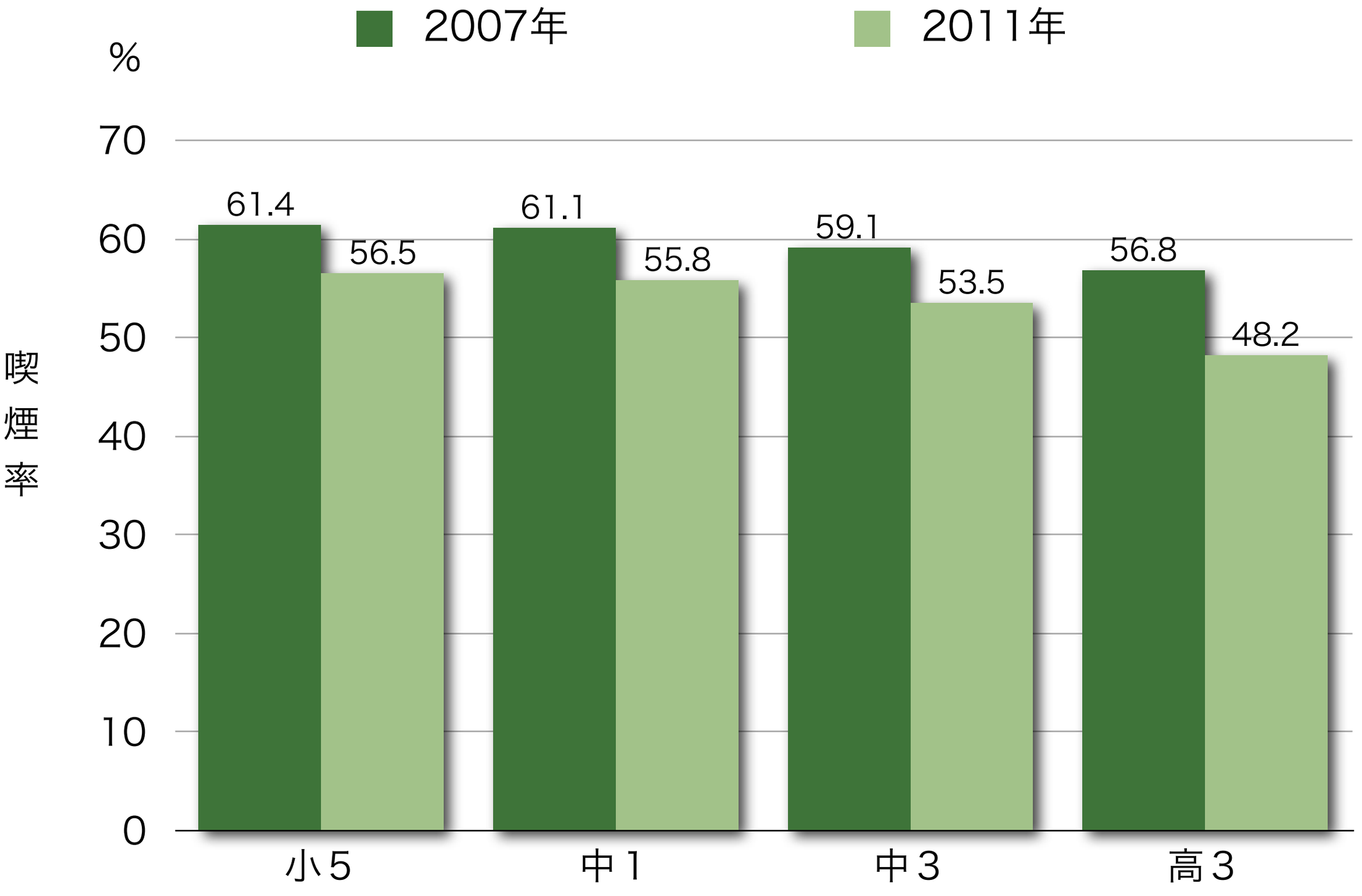

青森県健康福祉部

青森県　母親の喫煙率

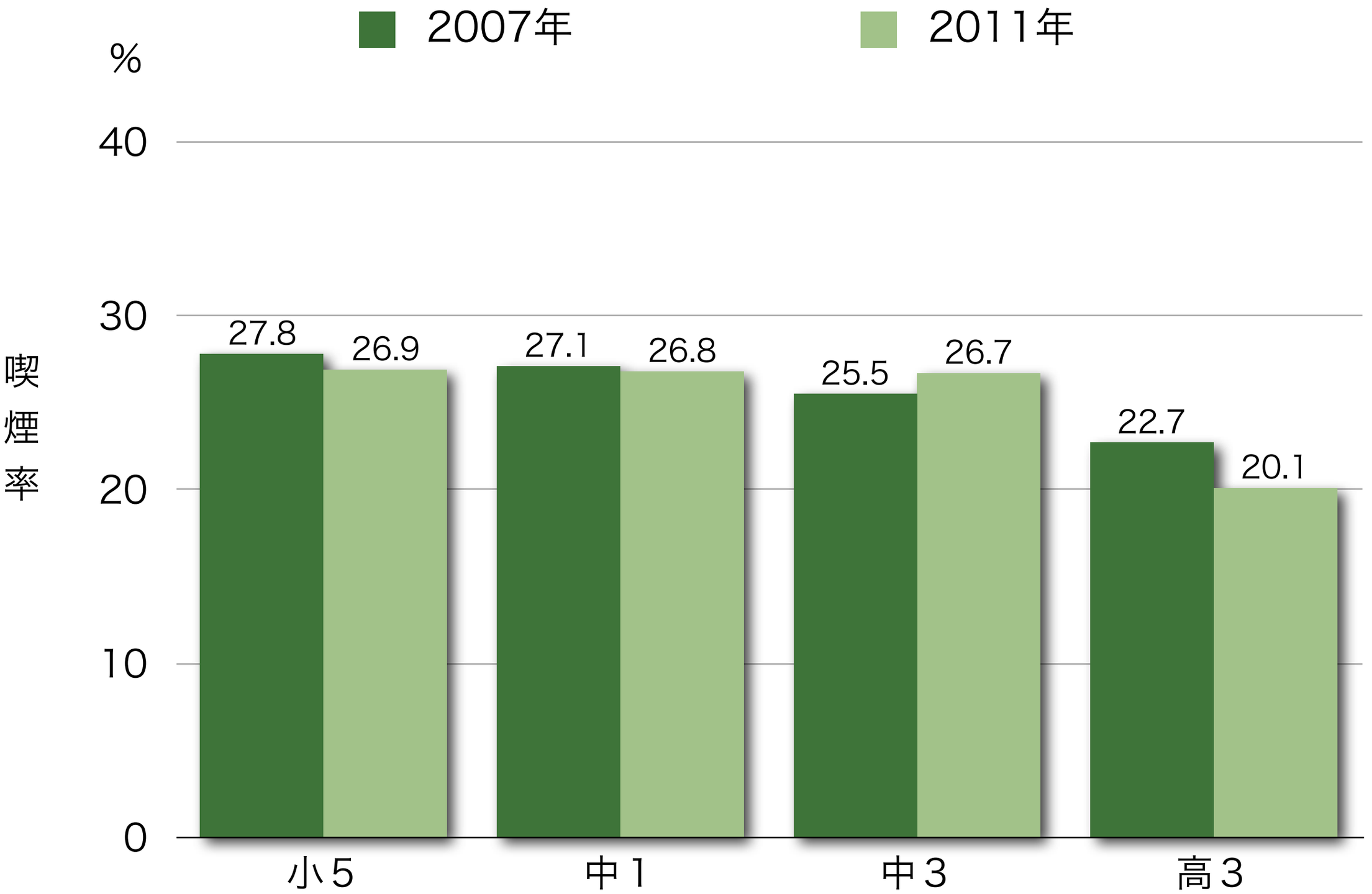

青森県健康福祉部

喫煙と受動喫煙による死亡数

- 喫煙により世界で年間約600万人が死亡（WHO）
  - 受動喫煙でも年間約60万人が死亡（WHO）
    - うち約16万人は５歳未満の子ども
- 国内では喫煙で年間約11～19万人が死亡（厚労省研究班）
  - 受動喫煙でも年間1万人以上が死亡と推計（各種推計）
- 喫煙による死亡は世界でも国内でも増え続けている
  - このまま放置すれば年間約800万人に（WHO）
  - 今後は男性が頭打ち、女性の死亡が増加（厚労省研究班）

WHO、厚生労働省研究班など

喫煙と受動喫煙による死亡数

- 喫煙により世界で年間約600万人が死亡（WHO）
  - 受動喫煙でも年間約60万人が死亡（WHO）
    - うち約16万人は５歳未満の子ども
- 国内では喫煙で年間約11～19万人が死亡（厚労省研究班）
  - 受動喫煙でも年間1万人以上が死亡と推計（各種推計）
- 喫煙による死亡は世界でも国内でも増え続けている
  - このまま放置すれば年間約800万人に（WHO）
  - 今後は男性が頭打ち、女性の死亡が増加（厚労省研究班）

タバコ戦争 Tobacco Wars

WHO、厚生労働省研究班など

喫煙による死亡数　男女計12万9千人　　2007年

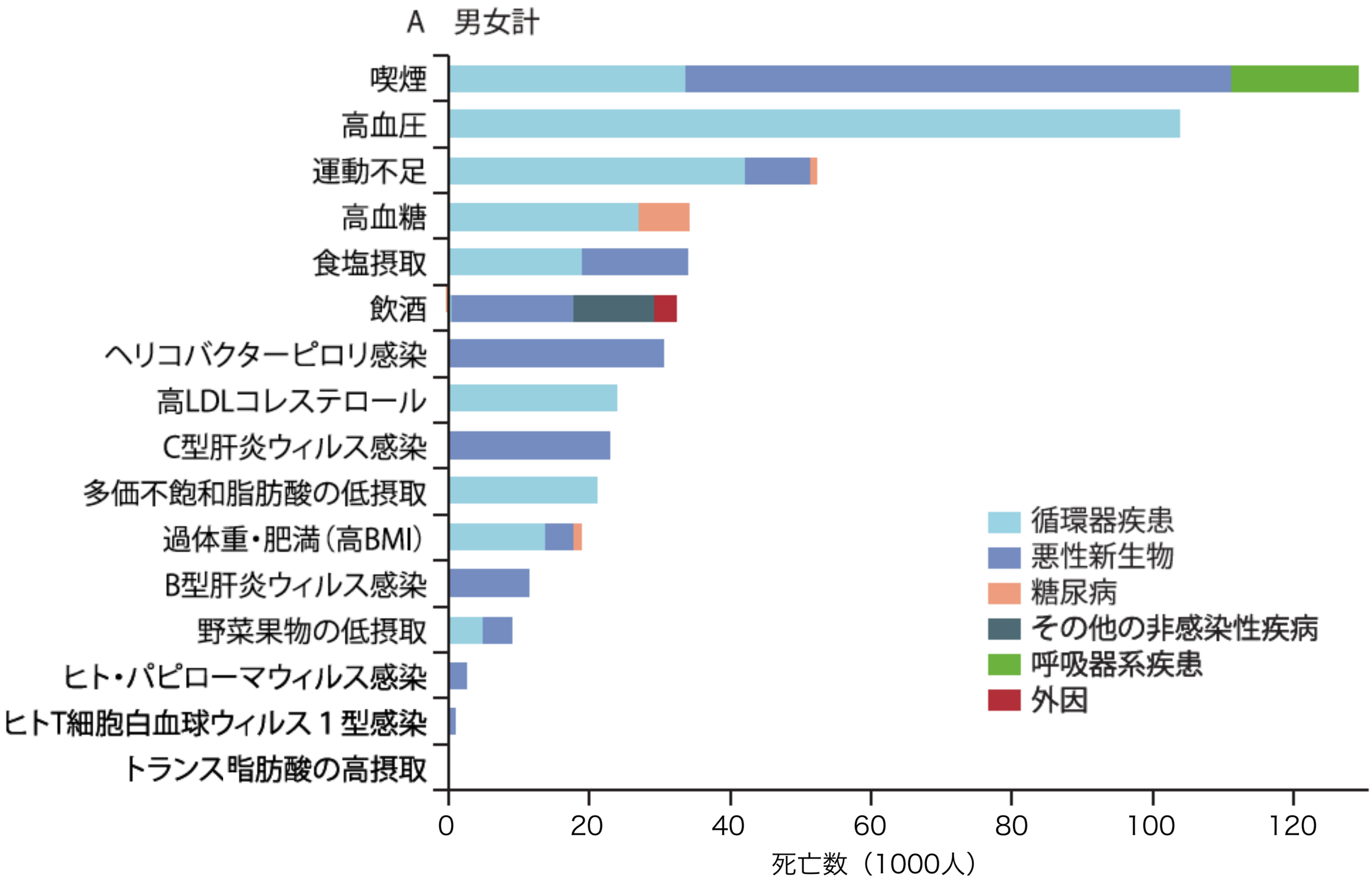

THE LANCET 日本特集号 2011年9月．池田ほか：なぜ日本国民は健康なのか（厚生科学研究，渋田健司より作成）

喫煙による死亡数　男性　2007年

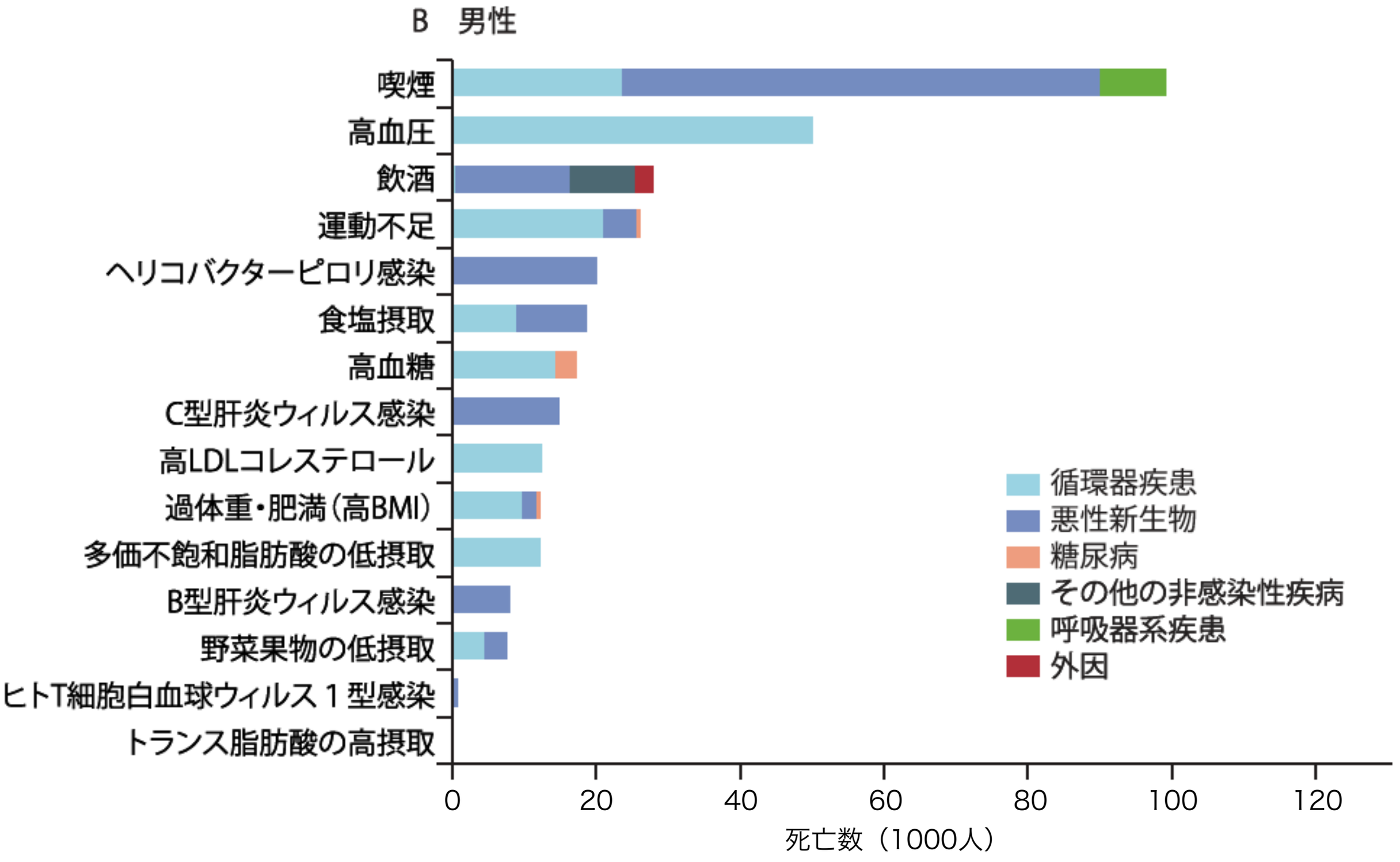

THE LANCET 日本特集号 2011年9月．池田ほか：なぜ日本国民は健康なのか（厚生科学研究，渋田健司より作成）

喫煙による死亡数　女性　2007年

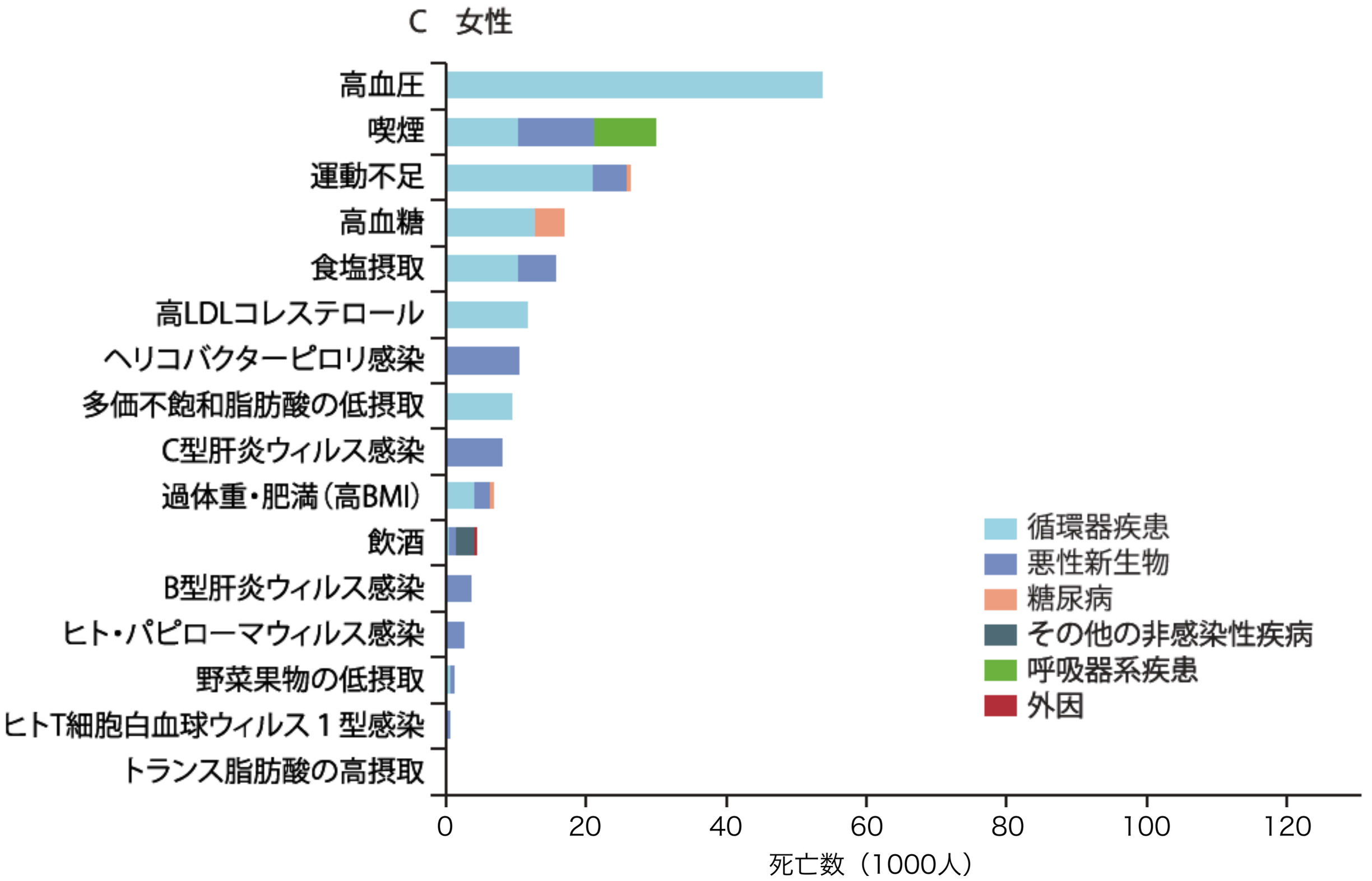

THE LANCET 日本特集号 2011年9月．池田ほか：なぜ日本国民は健康なのか（厚生科学研究，渋田健司より作成）

受動喫煙で約60万人死亡　16万6000人は５歳未満　2004年

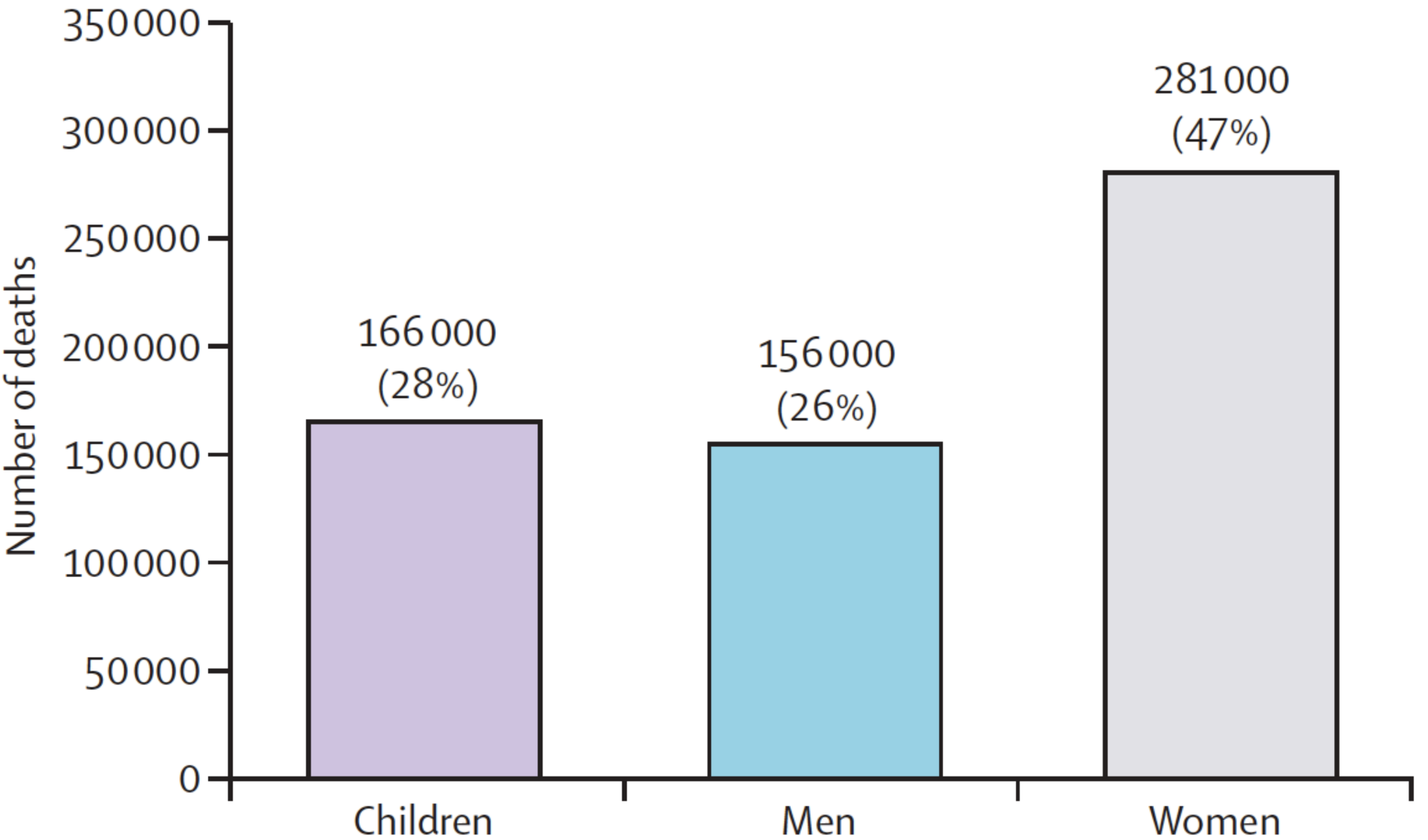

Öberg M et al. Lancet. Early Online Publication, 26 November 2010

受動喫煙による死亡数の推計について（解説）

2010 年 10 月 12 日

独立行政法人国立がん研究センター・「喫煙と健康」WHO 指定研究協力センター

2. 推計の結果[2]

疾患	受動喫煙への曝露機会	人口寄与危険割合		受動喫煙起因 年間死亡数(注)	
		男性	女性	男性	女性
肺がん	家庭	0.4%	6.2%	201	1,131
	職場	0.9%	1.9%	448	340
虚血性心疾患	家庭	0.5%	4.8%	206	1,640
	職場	3.2%	4.3%	1,366	1,471

■合計すると、男性 2,221 人（うち職場 1,814 人）、女性 4,582 人（うち職場 1,811 人）で、6,803 人（うち職場 3,625 人は全体の 53%）が、1 年間に受動喫煙が原因で死亡していることになる。
つまり、受動喫煙をなくすことによって、1 年で約 6,800 人の人命を救うことができると考えられる。

（注）人口寄与危険割合の四捨五入のため受動喫煙起因年間死亡数が「人口寄与危険割合×年間死亡数」と一致しない場合がある。

WHO Collaborating Center for Reference on Smoking and Health

受動喫煙による死亡数の推計について（解説）

2010 年 10 月 12 日

独立行政法人国立がん研究センター・「喫煙と健康」WHO 指定研究協力センター

2. 推計の結果[2]

疾患	受動喫煙への曝露機会	人口寄与危険割合		受動喫煙起因 年間死亡数(注)	
		男性	女性	男性	女性
肺がん	家庭	0.4%	6.2%	201	1,131
	職場	0.9%	1.9%	448	340
虚血性心疾患	家庭	0.5%	4.8%	206	1,640
	職場	3.2%	4.3%	1,366	1,471

■合計すると、男性 2,221 人（うち職場 1,814 人）、女性 4,582 人（うち職場 1,811 人）で、6,803 人（うち職場 3,625 人は全体の 53%）が、1 年間に受動喫煙が原因で死亡していることになる。
つまり、受動喫煙をなくすことによって、1年で約 6,800 人の人命を救うことができると考えられる。

（注）人口寄与危険割合の四捨五入のため受動喫煙起因年間死亡数が「人口寄与危険割合×年間死亡数」と一致しない場合がある。

肺がんと虚血性心疾患だけで約6800人
その他の疾患を含めると年間１万人以上と推計

健康増進法第25条　受動喫煙の防止　　2003年5月

第25条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない

「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

健康増進法第25条　受動喫煙の防止　　2003年5月

第25条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない

「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

努力義務であり民間への強制力はない

日本にはタバコを規制する法律が実質的に存在しない

- 健康増進法第25条　受動喫煙の防止（前掲）
- 未成年者喫煙禁止法　　明治33年（1900年）制定
  - 親権者および販売者へ罰則

- たばこ事業法　　昭和59年（1984年）制定
  - 我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする
    - たばこ事業法廃止・改廃（民主党総選挙INDEX 2009、平成22年度税制改正大綱）

日本にはタバコを規制する法律が実質的に存在しない

- 健康増進法第25条　受動喫煙の防止（前掲）
- 未成年者喫煙禁止法　　明治33年（1900年）制定
  - 親権者および販売者へ罰則

- たばこ事業法　　昭和59年（1984年）制定
  - 我が国<u>たばこ産業の健全な発展を図り</u>、もつて<u>財政収入の安定的確保</u>及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする
    - たばこ事業法廃止・改廃（民主党総選挙INDEX 2009、平成22年度税制改正大綱）

タバコ規制枠組み条約 FCTC　　2005年2月

- タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約
  - WHO Framework Convention on Tobacco Control ; FCTC
- 2004年6月　受諾書寄託　　2005年2月　発効
  - 公衆衛生分野における初めての多数国間条約
- 目的　タバコの消費及びタバコの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護すること
- 締約国は、この条約及び議定書によって求められる措置を超える措置を実施することが奨励され、（中略）一層厳しい条件を締約国が課することを妨げるものではない

タバコ規制枠組み条約 FCTC　　2005年2月

- タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約
  - WHO Framework Convention on Tobacco Control ; FCTC
- 2004年6月　受諾書寄託　　2005年2月　発効
  - 公衆衛生分野における初めての多数国間条約
- 目的　タバコの消費及びタバコの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護すること
- 締約国は、この条約及び議定書によって求められる措置を超える措置を実施することが奨励され、（中略）一層厳しい条件を締約国が課することを妨げるものではない

憲法で国際条約遵守義務あり

タバコ規制枠組み条約 FCTC 第８条　受動喫煙防止

第八条　たばこの煙にさらされることからの保護

１　締結国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する

２　締結国は、屋内の職場、公共の輸送機間、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する

厚生労働省：職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会資料（2010.11.10）

FCTC受動喫煙防止ガイドライン　2007年7月

たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン（概要）

- 100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである
- たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである

厚生労働省：職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会資料（2010.11.10）

FCTC受動喫煙防止ガイドライン　2007年7月

たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン（概要）

- 100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである
- たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである

日本における実施期限は2010年2月だった

厚生労働省：職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会資料（2010.11.10）

FCTC受動喫煙防止ガイドライン　2007年7月

たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン（概要）

- 100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用は、不完全である。
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。

FCTCガイドライン三原則

1　分煙不可

2　例外なし

3　罰則あり

日本における実施期限は2010年2月だった

厚生労働省：職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会資料（2010.11.10）

厚労省局長通知　受動喫煙防止対策　　2010年2月

- 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき
  - 全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める
    - 将来的には全面禁煙を目指すことを求める
- 屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要
- 少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい

厚生労働省健康局長 健発0225第2号 平成22年2月25日

厚労省局長通知　受動喫煙防止対策　追加

- 2010年7月　施設の出入口付近にある喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど…
  - 施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても御配慮頂きたい
- 2012年10月　受動喫煙防止対策の徹底（同内容）
- 2013年2月　施設出入口付近の喫煙場所（同内容）

厚労省局長通知　受動喫煙防止対策　追加

- 2010年7月　施設の出入口付近にある喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど…
  - 施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても御配慮頂きたい
- 2012年10月　受動喫煙防止対策の徹底（同内容）
- 2013年2月　施設出入口付近の喫煙場所（同内容）

FCTCガイドラインからかけ離れた実効力のない通知
国が受動喫煙防止対策の責任を地方自治体に転嫁

職場における受動喫煙防止対策

国際的な動向（WHO）

○たばこ規制枠組条約（法的拘束力あり）

（平成16年6月批准、平成17年2月発効、平成22年12月現在172か国が批准）

第8条　たばこの煙にさらされることからの保護

1　締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する

2　屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護についての効果的な措置をとる

○たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン（法的拘束力なし）

（平成19年7月採択）

- 100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用）は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである

国内における動向

- 職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導
- 平成15年に健康増進法が施行

厚生労働省 労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」2010.12

現状の仕組み

健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係（イメージ図）

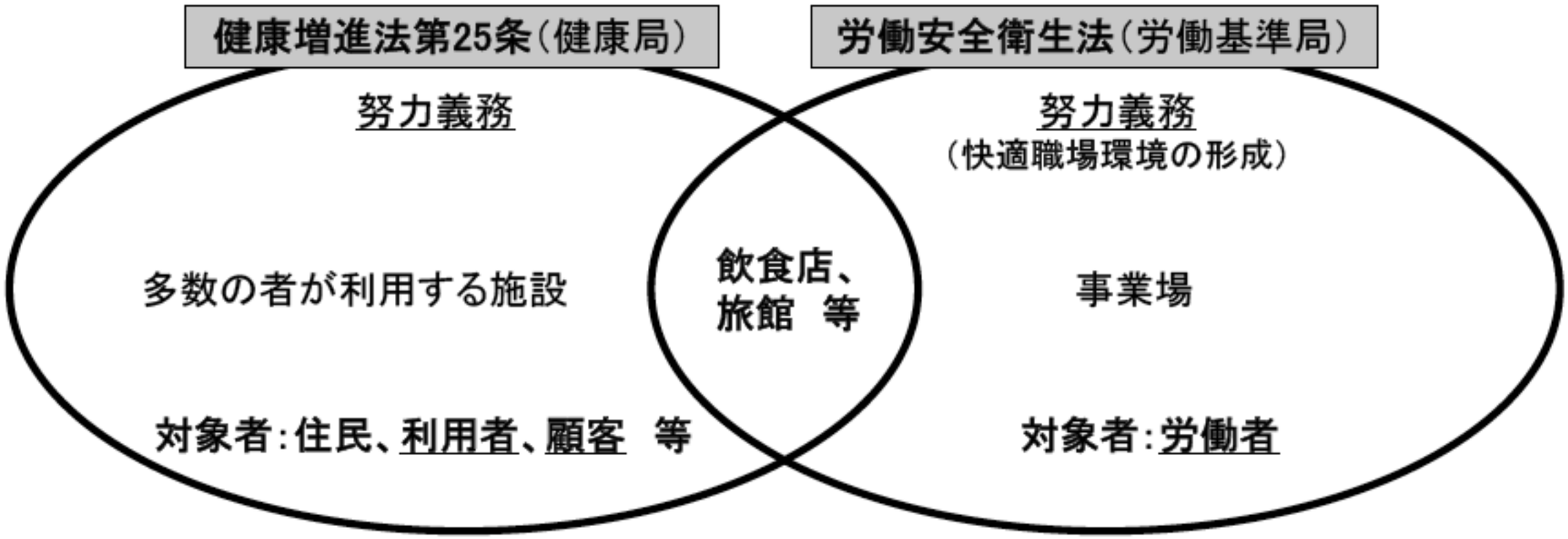

健康局長通知
（平成22年2月発出）

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会
（平成21年7月～平成22年5月）

職場における受動喫煙の現状

- 「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合：46%
- 職場で受動喫煙を受けている労働者：65%
- 喫煙対策の改善を職場に望む労働者：92%

（平成19年労働者健康状況調査）

厚生労働省 労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」2010.12

政府の職場の受動喫煙防止対策を巡る動向

「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）　別表　成長戦略実行計画（工程表）

Ⅵ　雇用・人材戦略～「出番」と「居場所」のある国日本～②

11. 職場における安全衛生対策の推進

・*【2020年までの目標】*　**受動喫煙の無い職場の実現**

（現状）46%※（平成19年労働者健康状況調査）

※「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合

・*【早期実施事項（2010年度に実施する事項）】*　**「労働政策審議会での検討・結論」**

以上を踏まえ、労働政策審議会において、審議

労働政策審議会安全衛生分科会報告書（案）　概要

- 一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当
- 飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の措置を取ることが適当であるが、それが困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当※
- 罰則は当面付けず、対策の進捗状況を踏まえ対応
- 国は、事業場の取組を支援するため、技術的支援及び財政的支援を行うべき
- 国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう取組を推進

厚生労働省 労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」2010.12

職場における受動喫煙防止対策の今後のイメージ

	2012年 （平成24年） （対策の強化）	2013年～2019年 （平成25年～平成31年）	2020年 （平成32年） **「受動喫煙の無い職場の実現」** 新成長戦略 （平成22年6月18日 閣議決定）
事務所、工場	・全面禁煙 ・空間分煙		
顧客が存在する職場（飲食店、宿泊業等）	・換気、保護具の着用等	できるだけ早期に	国民のコンセンサスの形成

厚生労働省 労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」2010.12

日常生活の受動喫煙によって10～20%が早期死亡

- 微小粒子状物質 $PM_{2.5}$ の環境基準
  - 年間　15μg/m^3　　24時間　35μg/m^3
  - 環境省　70μg/m^3 で外出自粛
- $PM_{2.5}$ 10μg/m^3 増加毎の年間死亡率増加
  - 慢性曝露：年間　６％　　急性曝露：24時間　１％
- 喫煙家庭の $PM_{2.5}$ は非喫煙家庭より 30μg/m^3 高い
  - $PM_{2.5}$ が 30μg/m^3 増えると全死亡は18%増える
- 家庭の受動喫煙により14%（上海）、17%（ニュージーランド）、34%（香港）全死亡が増えていた
- 家庭の受動喫煙は受動喫煙者の10～20%を早死させる

松崎道幸：受動喫煙とおとなの健康；ファクトシート（第１版）

アメリカ環境保護庁 EPA による空気の質分類　$PM_{2.5}$

空気の質レベル	$PM_{2.5}$ ($\mu g/m^3$)	説明	WHOガイドラインに基づく 全死亡増加率（%）	
			急性曝露	慢性曝露
緊急事態 Hazardous	**251-**	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が著しく重くなり、死亡率も著しく高まる。一般の人々に重い呼吸器症状が現れるおそれあり。	**25-**	**150-**
大いに危険 Very unhealthy	**151-250**	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が一層重くなり、死亡率が一層高まる。一般の人々の呼吸器疾患も明らかに増加する。	**15-25**	**90-150**
危険 Unhealthy	**66-150**	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が悪化し、一般の人々に呼吸器症状があらわれる。	**6-15**	**36-90**
弱者に危険 Unhealthy for sensitive groups	**41-65**	感受性の高い者に呼吸器症状があらわれる。心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が悪化し、死亡率が高まる。	**4-6**	**24-36**
許容範囲内 moderate	**16-40**	特別感受性の高い人に呼吸器症状があらわれる。心臓や肺の悪い人、お年寄りでは病状が悪化するおそれあり。	**1-4**	**6-24**
良好 good	**0-15**	空気の質は良好であり、健康危険はほとんどない	**0**	**0**

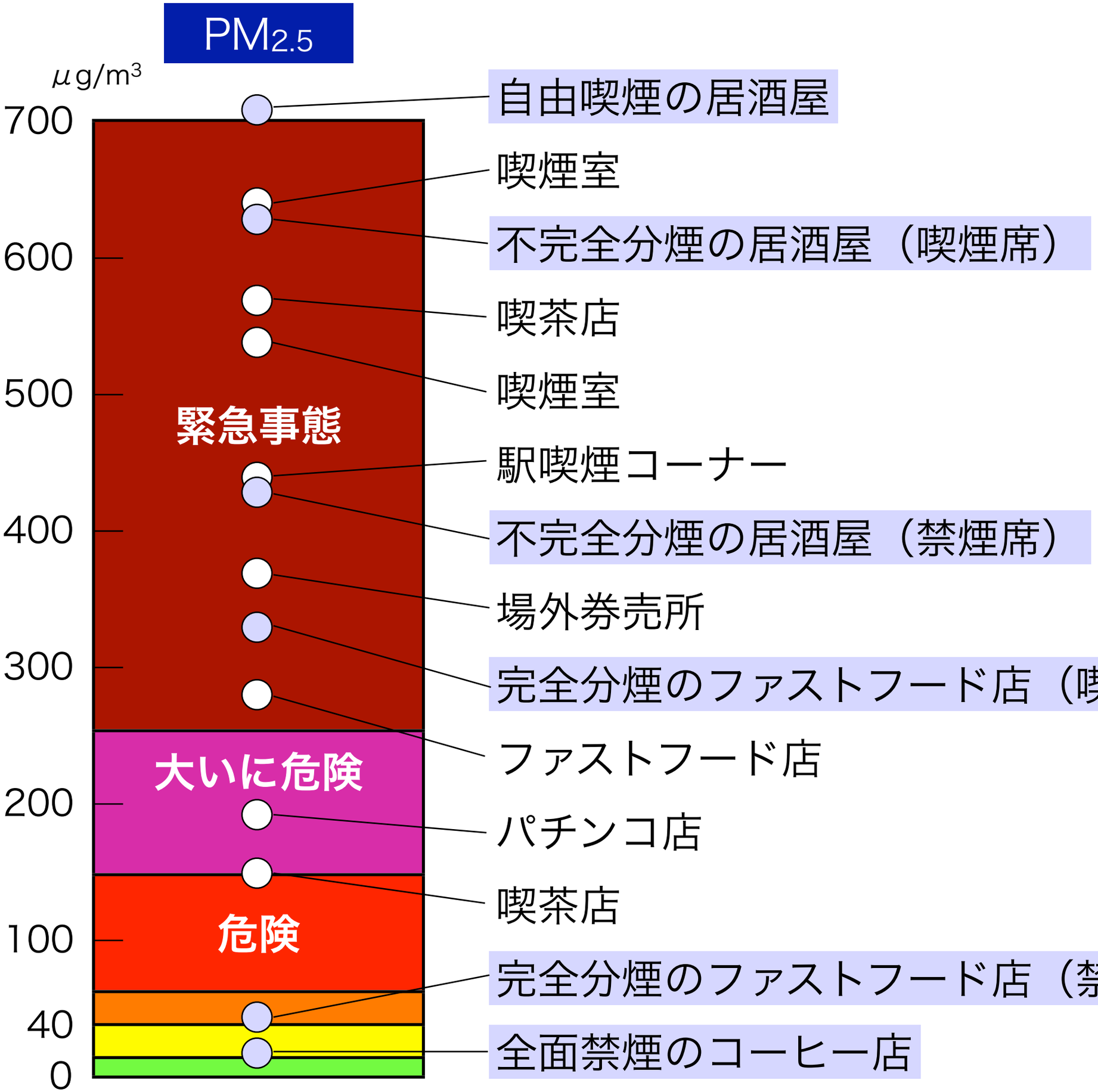

松崎道幸医師のスライドを一部改変

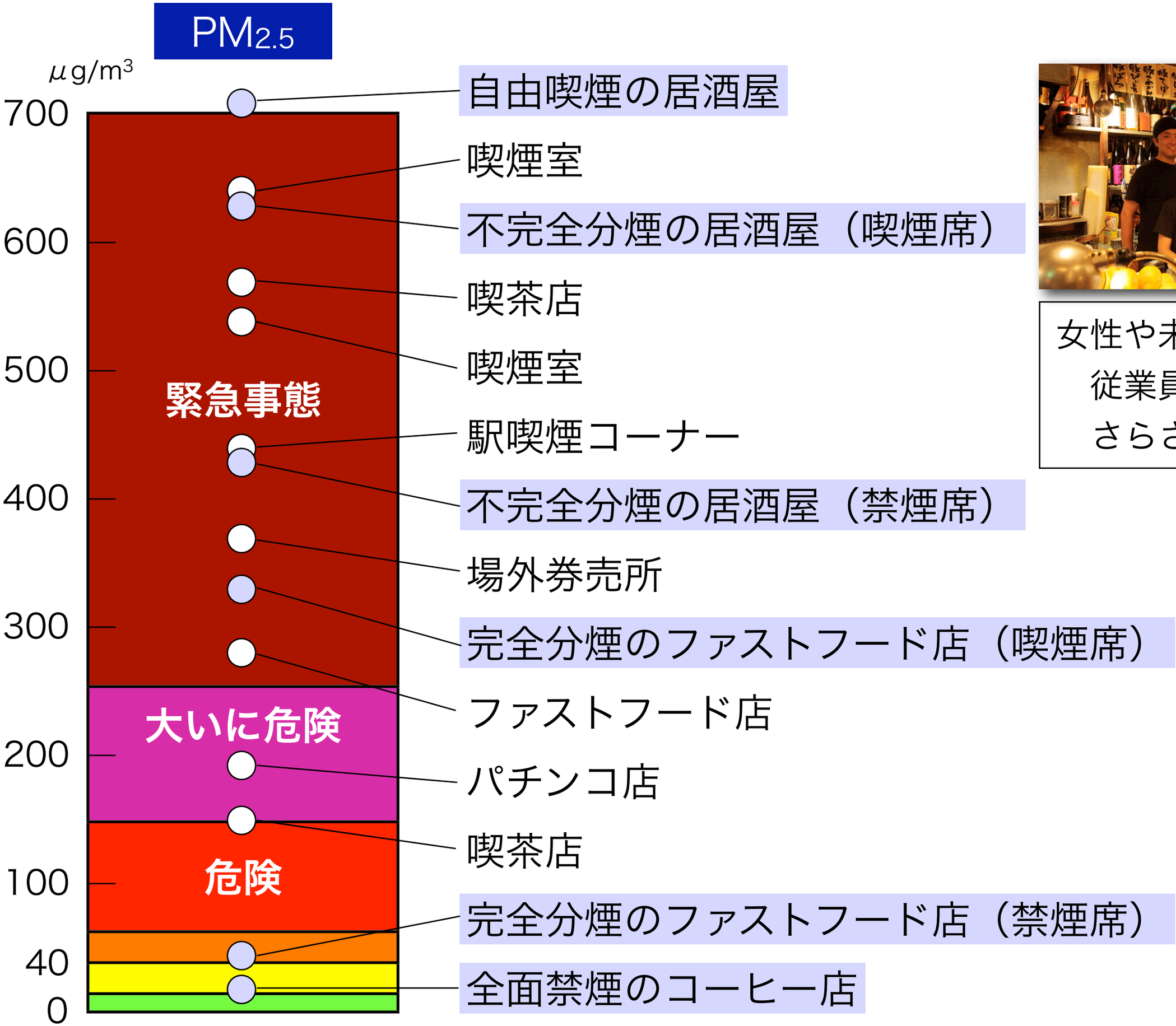

女性や未成年を含む
従業員も危険に
さらされている

松崎道幸医師のスライドを一部改変

東奥日報　2013年3月25日

日本は屋内大気汚染深刻

北京など中国の春先の大気汚染が問題になり、微小粒子状物質（PM2・5）の日本への越境汚染も観測されている。屋外の危険ばかりが注目されがちだが、「日本では屋内の汚染の方が深刻」と禁煙推進学術ネットワーク（委員長・藤原久義兵庫県立尼崎病院・塚口病院長、日本癌（がん）学会など18学会参加）が警告している。たばこ煙から出るPM2・5が屋内にたまるからだ。

たばこ煙のPM2.5

「北京並み」居酒屋も

大和　浩
産業医大教授

産業医大（北九州市）の大和浩教授と中田ゆり研究員らは粉じん計で屋内のPM2・5を測ってきた。その結果、たばこの煙からPM2・5が盛んに出ており、自由喫煙の密閉空間ほど、汚染度が高いことを確かめた。

それによると、PM2・5の濃度（単位はいずれも1立方メートル当たりのマイクログラム）は喫煙者がいるタクシー内が最も高く、千を超えた。自由喫煙の喫茶店や居酒屋で混み合う場合、健康被害がすぐ出かねない700前後に上昇、大気汚染がひどい時の北京並みだった。

日本のPM2・5の環境基準は1日当たり平均35。その2倍の70が「外出自粛など注意喚起する暫定指針」だが、喫煙が自由な屋内では、それらを大幅に上回っている。

大和教授は「屋外の70を怖がるなら、屋内の700の汚染こそ怖がって」ほしい」と訴えている。

：：

PM2・5は直径が千分の2・5ミリ以下の微小粒子。石炭などの化石燃料、植物の燃焼や自動車の排ガスから放出される。小さいので、肺の奥深くに入り込みやすい。米国のデータによると、年平均10増えるだけで、その地域住民の死亡率が6％増すとされている。

たばこの燃焼で出るのもPM2・5だ。たばこは「発がんなど有害物質

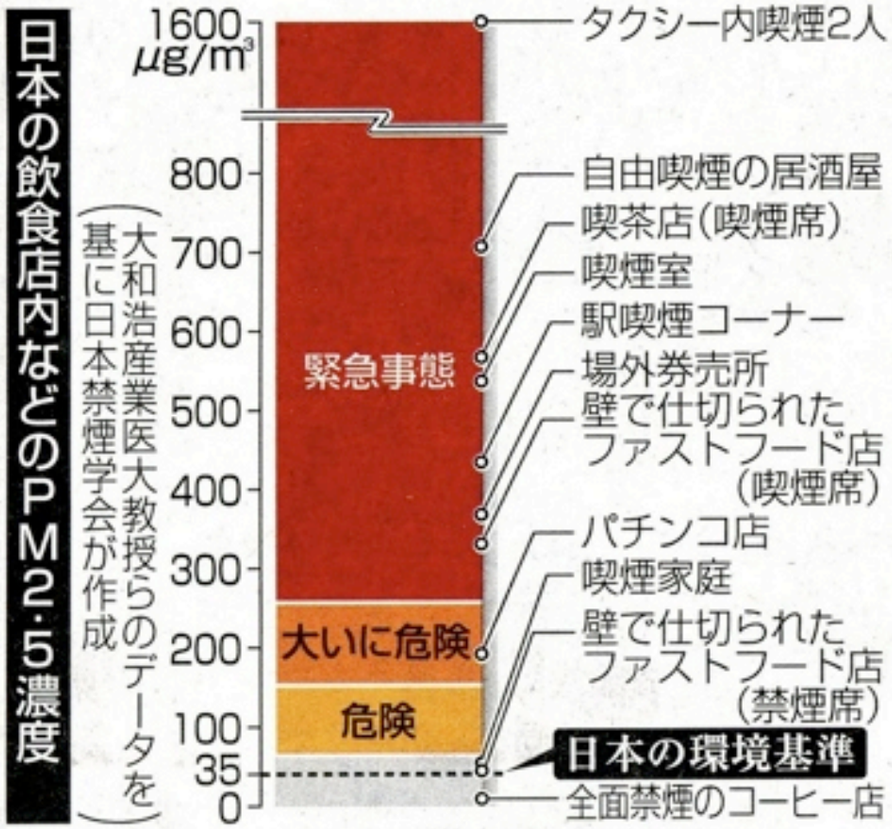

しきい値なし直線仮説
(Linear Non-Threshold : LNT仮説)

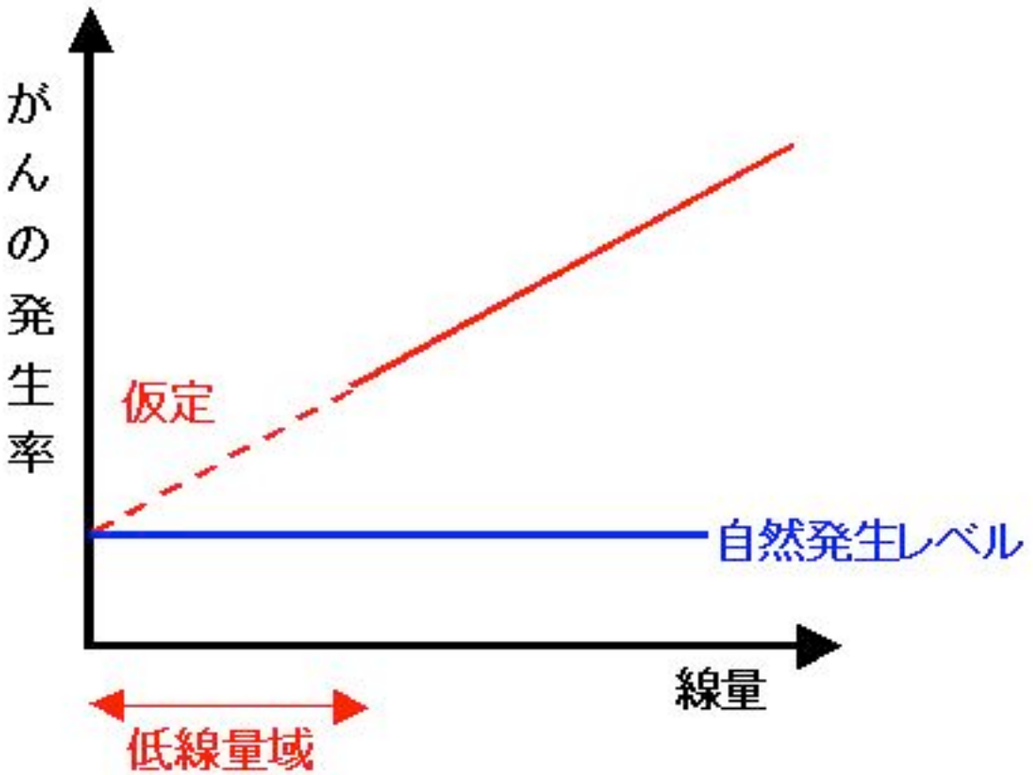

しきい値なし直線仮説の模式図

mSv	%	10万人あたり
1000	5	5000
100	0.5	500
20	0.1	100
5	0.025	25
1	0.005	5

しきい値なし直線仮説
(Linear Non-Threshold : LNT仮説)

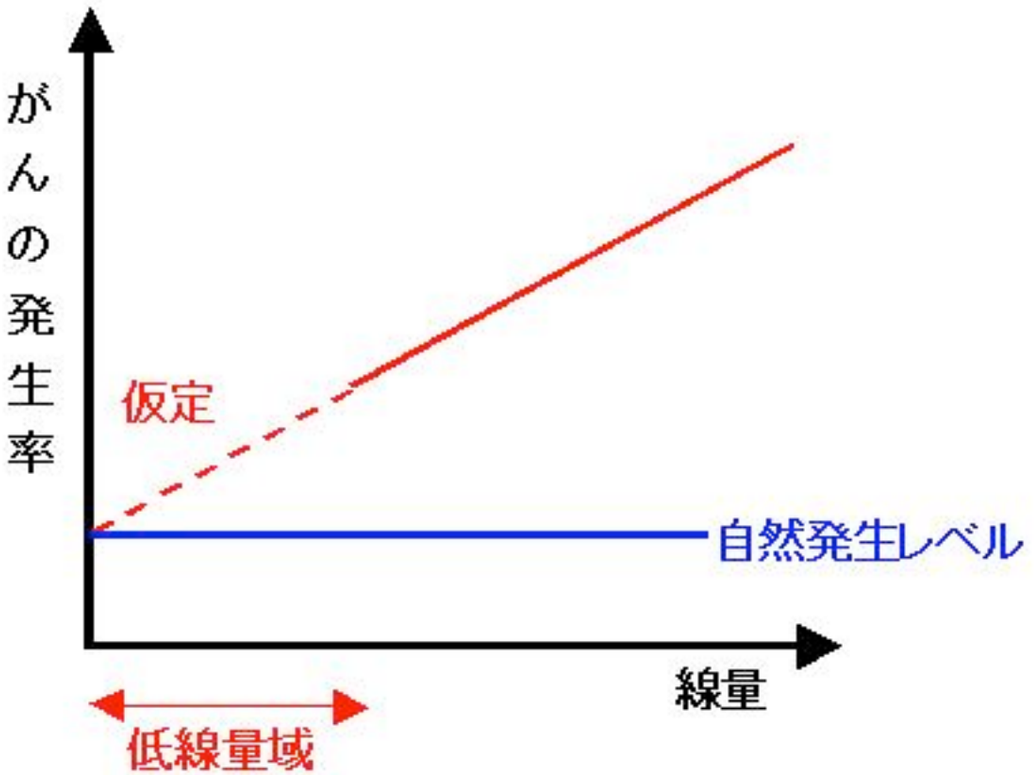

しきい値なし直線仮説の模式図

mSv	%	10万人あたり
1000	5	5000
100	0.5	500
20	0.1	100
5	0.025	25
1	0.005	5

受動喫煙も放射線被曝と同様にどこまでなら安全という「しきい値」がなく
微量でもその量に応じて被害が生ずるため、受動喫煙ゼロが求められている

受動喫煙は放射線被曝より危険

10万人あたりの生涯死亡リスク

環境汚染物質許容基準	アスベスト敷地境界基準	食品中ダイオキシン
1	6	100
.	■	■

受動喫煙は放射線被曝より危険

10万人あたりの生涯死亡リスク

環境汚染物質許容基準	アスベスト敷地境界基準	食品中ダイオキシン	放射線被曝
1	6	100	500人 (0.5%)

放射線1mSv被曝
100 mSv 被曝

受動喫煙は放射線被曝より危険

10万人あたりの生涯死亡リスク

日常生活の受動喫煙

10万人あたり

1万～2万人死亡

(10～20%)

この四角の大きさは生涯その環境で暮らした時に
それが原因で死亡する人の数をあらわしています

スコットランド　受動喫煙防止法による虚血性心疾患の減少率

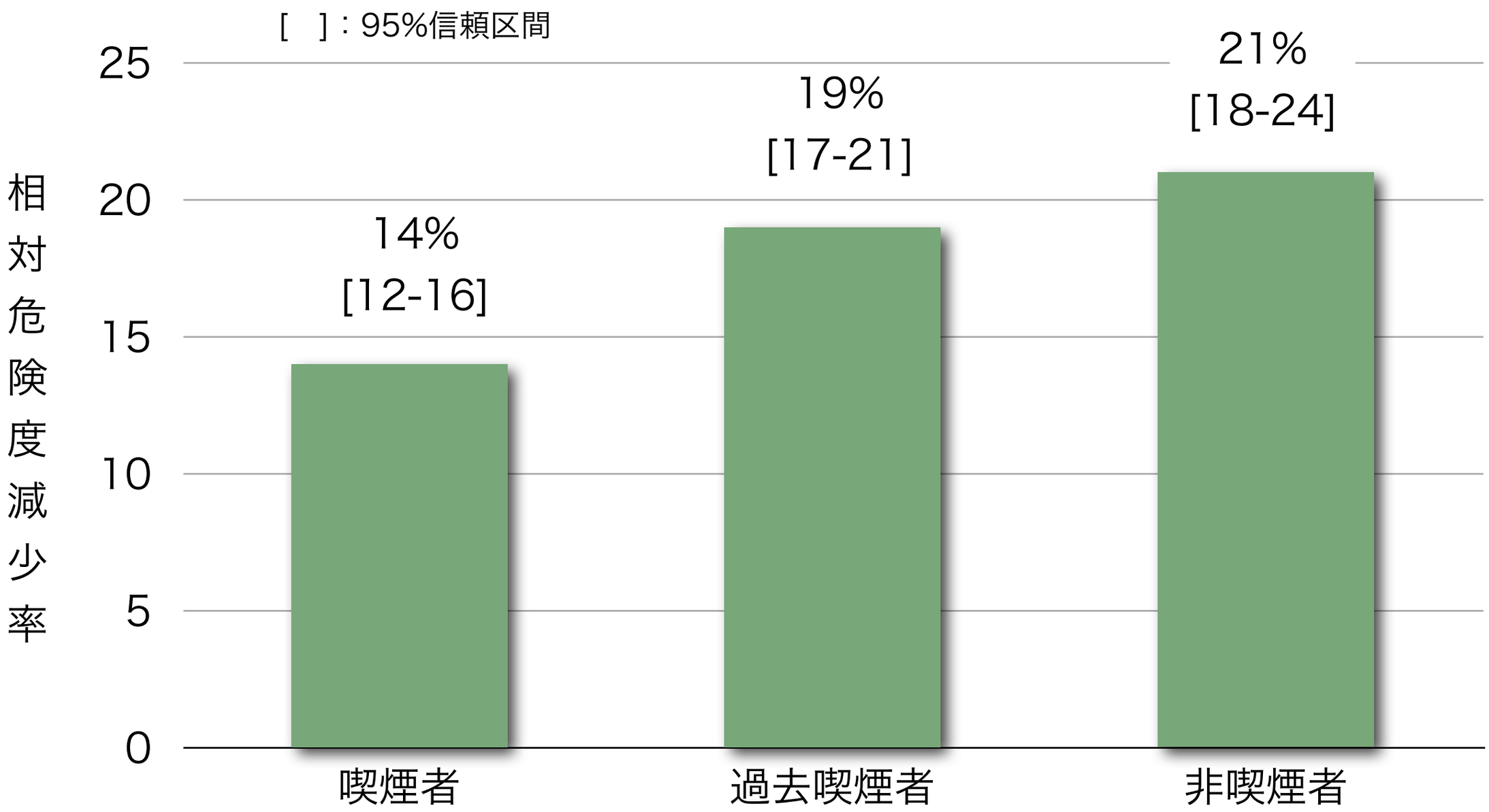

スコットランドにおける受動喫煙防止法による急性冠症候群の減少率

禁煙学（改定２版）：日本禁煙学会編

スコットランド　受動喫煙防止法による虚血性心疾患の減少率

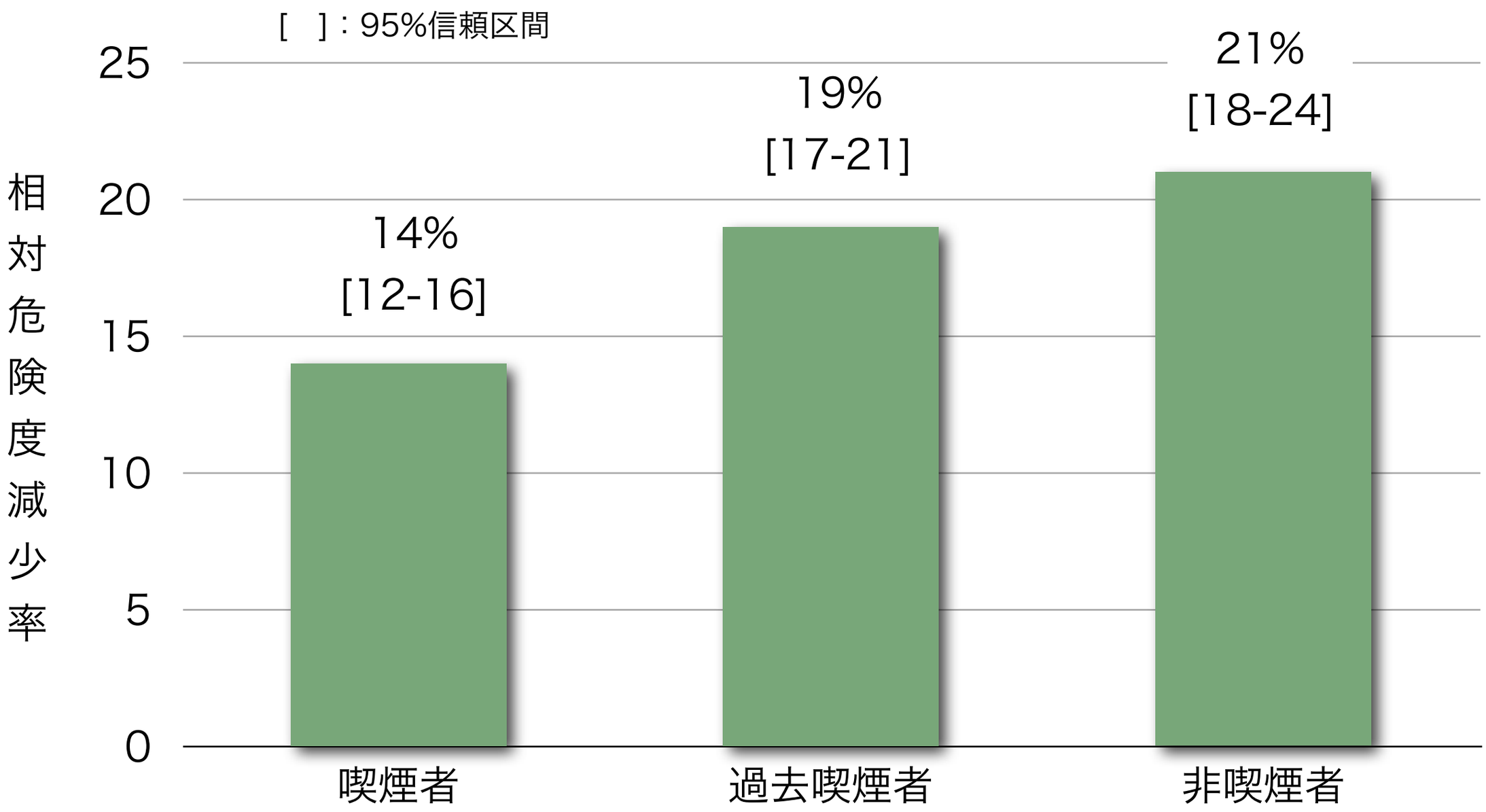

スコットランドにおける受動喫煙防止法による急性冠症候群の減少率

非喫煙者および過去喫煙者のみならず喫煙者の虚血性心疾患も減少
このことは主流煙以上に副流煙の吸入が問題であることを示している

禁煙学（改定２版）：日本禁煙学会編

禁煙法施行のスコットランドで 小児喘息の入院も減少

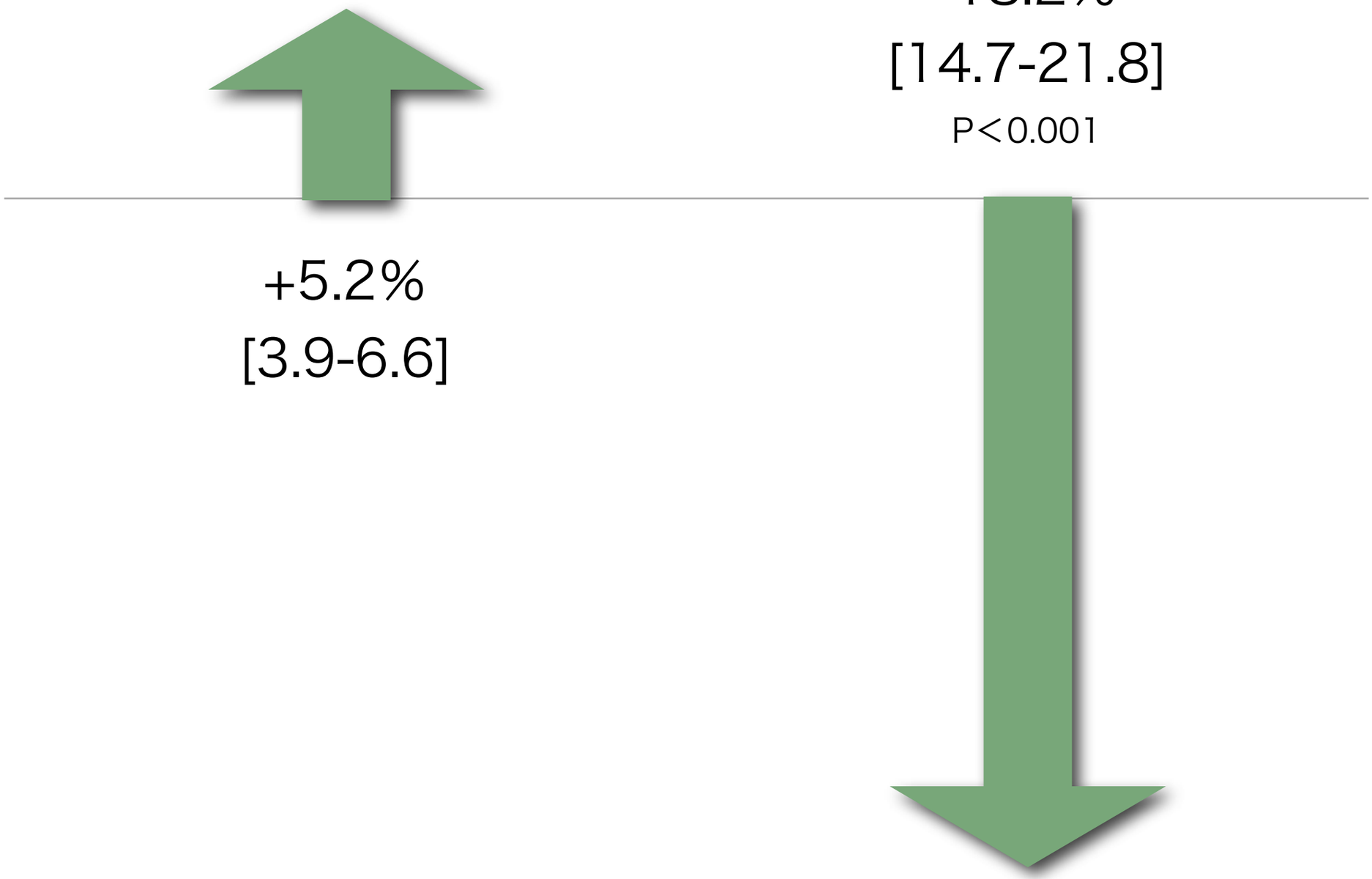

Mackay D. et al. N Engl J Med. 2010; 363: 1139-1145

禁煙法施行のスコットランドで 小児喘息の入院も減少

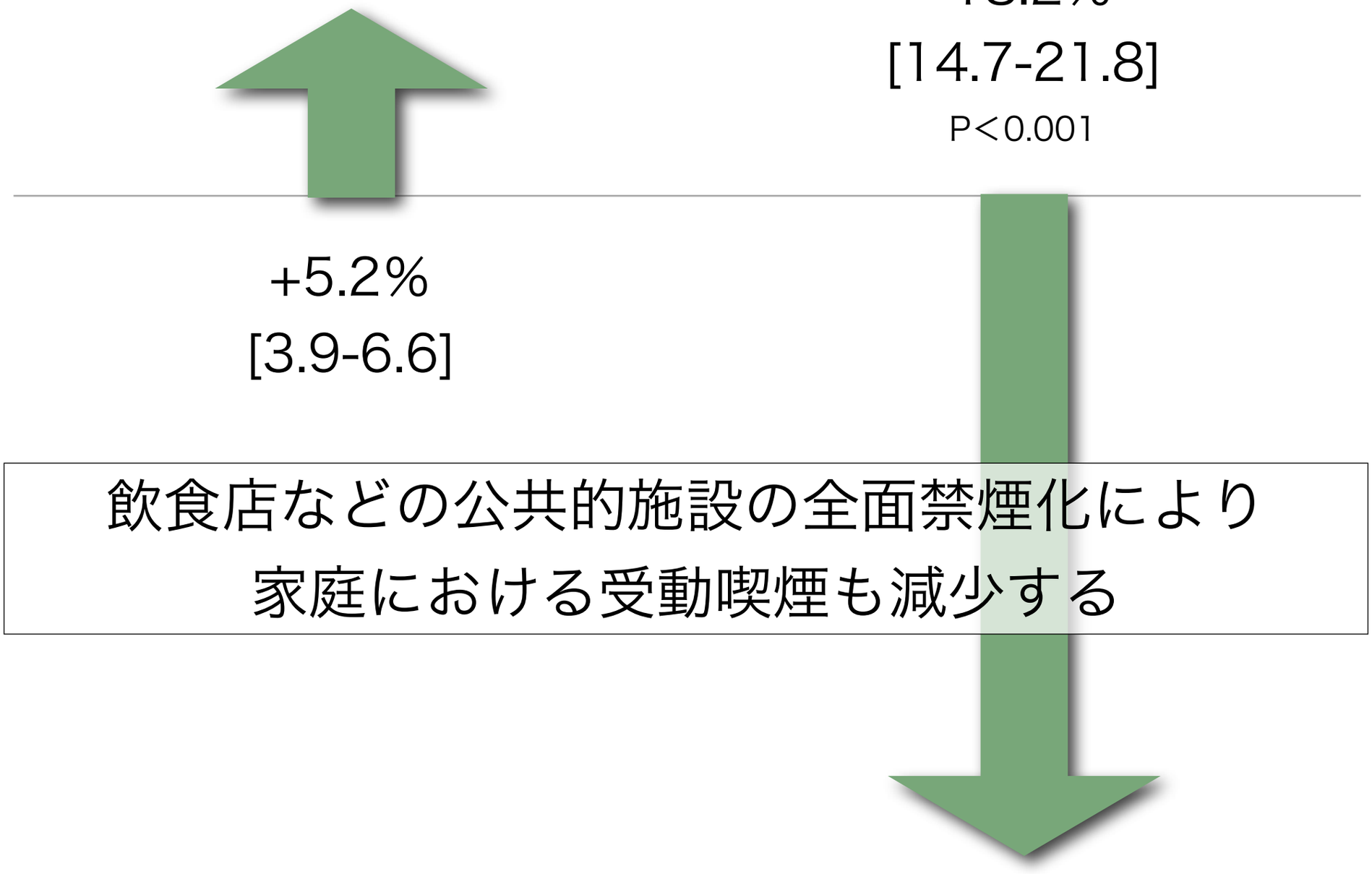

飲食店などの公共的施設の全面禁煙化により
家庭における受動喫煙も減少する

施行前	施行後
2000.1 - 2006.3	2006.3 - 2009.10

Mackay D. et al. N Engl J Med. 2010; 363: 1139-1145

自治体における受動喫煙防止対策　条例・ガイドライン

2009年	3月	神奈川県	公共的施設における受動喫煙防止条例　公布 （2010年4月施行）
2010年	2月	厚生労働省	受動喫煙防止対策　局長通知
2010年	10月	厚生労働省	職場における安全衛生対策　報告書
2011年	10月	東京都	受動喫煙防止ガイドライン　改定
2011年	12月	流山市	受動喫煙防止条例案　否決
2012年	3月	兵庫県	受動喫煙の防止等に関する条例　公布 （2013年4月施行）
2012年	3月	京都府	受動喫煙防止憲章
2012年	3月	青森市	たばこの健康被害対策骨子 （2014年1月 ガイドライン策定）

自治体における受動喫煙防止対策　条例・ガイドライン

	神奈川県	兵庫県	流山市	東京都	京都府
種類	条例	条例	条例 (否決)	ガイドライン	憲章
採択	2009	2012	2011	2011	2012
分煙	＋	＋	＋	＋	施設の実情に 応じた対策
罰則	＋	＋	＋	－	－
金額	5万円以下 (2万円)	30万円以下	－	－	－

禁煙にしても飲食店の売上は減らない　WHO　2007

5. MYTH:
SFEs result in lost business to restaurants and pubs.

WRONG!

Even though the tobacco industry will try to convince business owners and policy makers of the contrary, supporting their allegations with biased studies that lack rigour in their analysis, not a single independent and rigorous peer-reviewed study has proved that smoking bans result in negative results for business or the economy.

BE PREPARED:

Independent studies in Canada, Ireland, Italy, Norway and cities, like El Paso and New York, show that, on average, business remains at the same level or even increases after the smoking bans. Studies around the world of sales and employment data before and after the implementation of smoke-free policies have found either no impact or a positive impact within the hospitality sector.

俗説その５：
タバコ煙ゼロ環境はレストランやパブの経営を窮地に追い込む

違う！

タバコ会社は、厳密な分析のない偏った研究を盾に、経営者や政策決定者に自分たちの間違った言い分（宣伝）を信じさせようと働きかける。しかし、中立公正で、厳しい査読を受けた研究の中で、全面禁煙が経営、経済に悪影響を与えたことを証明しているものは一つもない。

正解：

カナダ、アイルランド、イタリア、ノルウェーなどの国、エルパソ、ニューヨークその他の都市でなされた中立公正な研究では、全面禁煙後に関連業者の経営は平均して以前と同じ、または向上している。世界的に見て、禁煙前後の接客業界の販売と雇用データは、タバコ煙ゼロ政策の施行の前後で変化なし、または良い結果を示している。

WHO World No Tobacco Day 2007 Brochure, 仲野暢子訳

飲食店の禁煙化は地域で一斉に実施しなければいけない

- 店内の受動喫煙を即刻禁止すべき法的・医学的根拠は十分
- 全面禁煙が受動喫煙を防止する唯一の方法
  - 分煙では不必要なコストが生じ、受動喫煙は防げない
  - 客だけでなく従業員が受動喫煙の危険にさらされる
- 神奈川・兵庫型の条例は一番やってはいけないやり方
  - 業種・規模による例外をもうけると禁煙・分煙店が混在
    → 禁煙化によって経営に影響が出る可能性
  - 例外なく一斉に実施することにより全店が同一の条件に
    → 禁煙化による影響は出ない　非喫煙者の来店増が期待
  - 分煙を認める条例の制定により全面禁煙実施の妨げに
- 青森では禁煙化により県外や市外へ客が流出する心配はない

私たちの求める方向性（１）タバコ対策基本条例（案）

- 名称　○○市タバコ対策基本条例（仮称）
  - 「禁煙条例」「受動喫煙防止条例」ではない
- 目的
  - 受動喫煙防止、喫煙率低下、未成年・妊婦喫煙率ゼロ
- 法的根拠
  - タバコ規制枠組み条約（FCTC）と健康増進法
- 分煙は認めない　「公共的施設の例外なき全面禁煙」
  - 公共的施設には屋外の公園、観光地等も含める
  - 「分煙」という用語自体を用いない
  - 分煙設備に対する公金による助成は一切行わない

私たちの求める方向性（２）タバコ対策基本条例（案）

- 罰則規定については段階的実施も検討　場合分けはしない
- 屋内全面禁煙の実施時期を特定しない ＝ 今すぐ
  - 「将来的に」「目指す」などの用語も用いない
- 受動喫煙の被害とタバコの依存性について明確に定義
  - 家庭における受動喫煙ゼロが目標　←法規制は困難
- 自治体、議会と市民や専門家との協同で進める
- タバコ産業関係者を策定・運用に関与させない
  - タバコ産業のあらゆる活動に自治体は関与しない
  - 葉タバコ農家・団体とは懇談、理解、協力を求める
    - 自治体独自の転作・廃作助成制度も検討

自治体におけるタバコ規制政策　受動喫煙防止

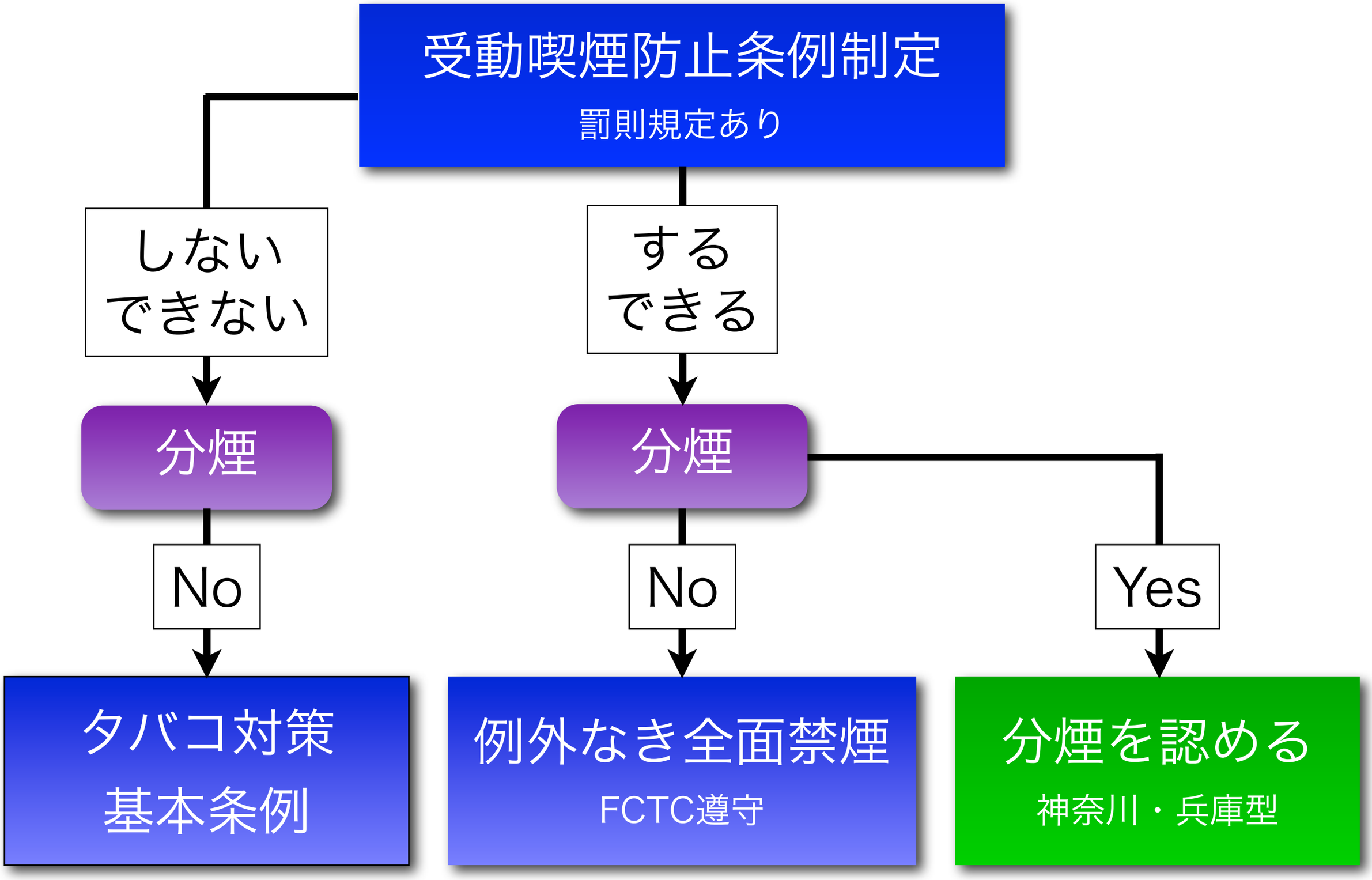

自治体におけるタバコ規制政策　　受動喫煙防止

受動喫煙防止条例制定

罰則規定あり

しない できない

分煙

No

タバコ対策 基本条例

する できる

分煙

No

例外なき全面禁煙

FCTC遵守

世界の非常識

分煙 ✕

Yes

分煙を認める

神奈川・兵庫型

自治体におけるタバコ規制政策　　受動喫煙防止

受動喫煙防止条例制定

罰則規定あり

しない できない

分煙

No

タバコ対策 基本条例

する できる

分煙

No

例外なき全面禁煙

FCTC遵守

世界の非常識

分煙

Yes

分煙を認める

神奈川・兵庫型

オリンピック開催都市には受動喫煙防止法・条例が必須

1988　IOC　オリンピックを禁煙に

2005　タバコ規制枠組み条約

2008	北京	屋内全面禁煙
2012	ロンドン	禁煙
2016	リオデジャネイロ	禁煙
2020	イスタンブール	禁煙
2020	マドリード	禁煙
2020	東京	条例なし

オリンピック開催都市には受動喫煙防止法・条例が必須

1988　IOC　オリンピックを禁煙に

2005　タバコ規制枠組み条約

2008　北京　　屋内全面禁煙
2012　ロンドン　　禁煙
2016　リオデジャネイロ　禁煙

2020　イスタンブール　　禁煙
2020　マドリード　　禁煙
2020　東京　　条例なし

MPOWER　WHOの求める６つの規制政策　　2008年

- **Monitor** tobacco use and prevention policies
- **Protect** people from tobacco smoke
- **Offer** help to quit tobacco use
- **Warn** about the dangers of tobacco
- **Enforce** bans on tobacco advertising, promotion and sponsorship
- **Raise** taxes on tobacco

MPOWER　WHOの求める６つの規制政策　　2008年

• **Monitor** tobacco use and prevention policies	喫煙率と政策のモニター　△〜○
• **Protect** people from tobacco smoke	受動喫煙防止　×
• **Offer** help to quit tobacco use	禁煙支援　△〜○
• **Warn** about the dangers of tobacco	画像警告　×
• **Enforce** bans on tobacco advertising, promotion and sponsorship	広告・プロモーション・スポンサー禁止法　×
• **Raise** taxes on tobacco	タバコ税増税　×

Tobacco is now the world's leading killer. We have the proven means to reduce tobacco use, but policy-makers are not yet applying these interventions.

Michael R. Bloomberg, Mayor of New York City

Tobacco is now the world's leading killer. We have the proven means to reduce tobacco use, but policy-makers are not yet applying these interventions.

Michael R. Bloomberg, Mayor of New York City

タバコは世界中で多数の人を殺し続けている
タバコ消費を減らす確実な方法はある
政治家が実行しようとしないだけ
ブルームバーグ・ニューヨーク市長

タバコをめぐる５つのウソと誤解

タバコはストレス解消になる → ニコチン切れのイライラが一時的に解消されるだけで、「ニコチン依存症」という病気です

禁煙はつらく苦しいので無理だ → 禁煙補助薬により楽に禁煙することができます。かかりつけの医師・薬剤師に相談を

分煙で受動喫煙は防止できる → 喫煙室や分煙装置で受動喫煙が防げないことは、WHOや日本政府も認めています

タバコ税で社会に貢献している → 医療費や死亡による損失などで税金の倍以上も社会に負担をかけています

祖父はタバコを吸って長生きした → そういう人はごくわずかな例外で、喫煙者の半数近くは70歳まで生きられません

青森県タバコ問題懇談会

タバコ税収と喫煙のコスト　1999年度

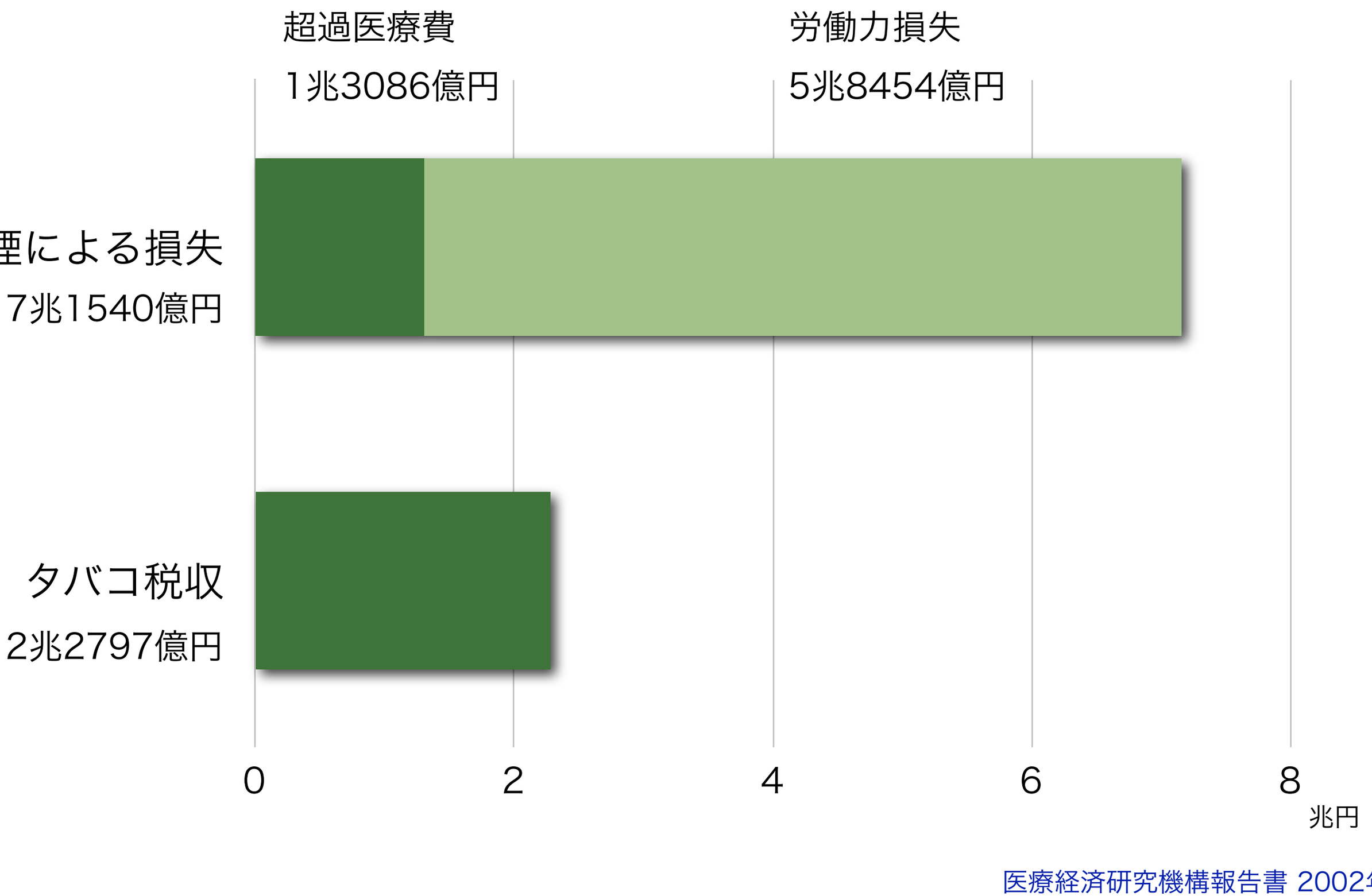

医療経済研究機構報告書 2002年

タバコ税収と喫煙のコスト　1999年度

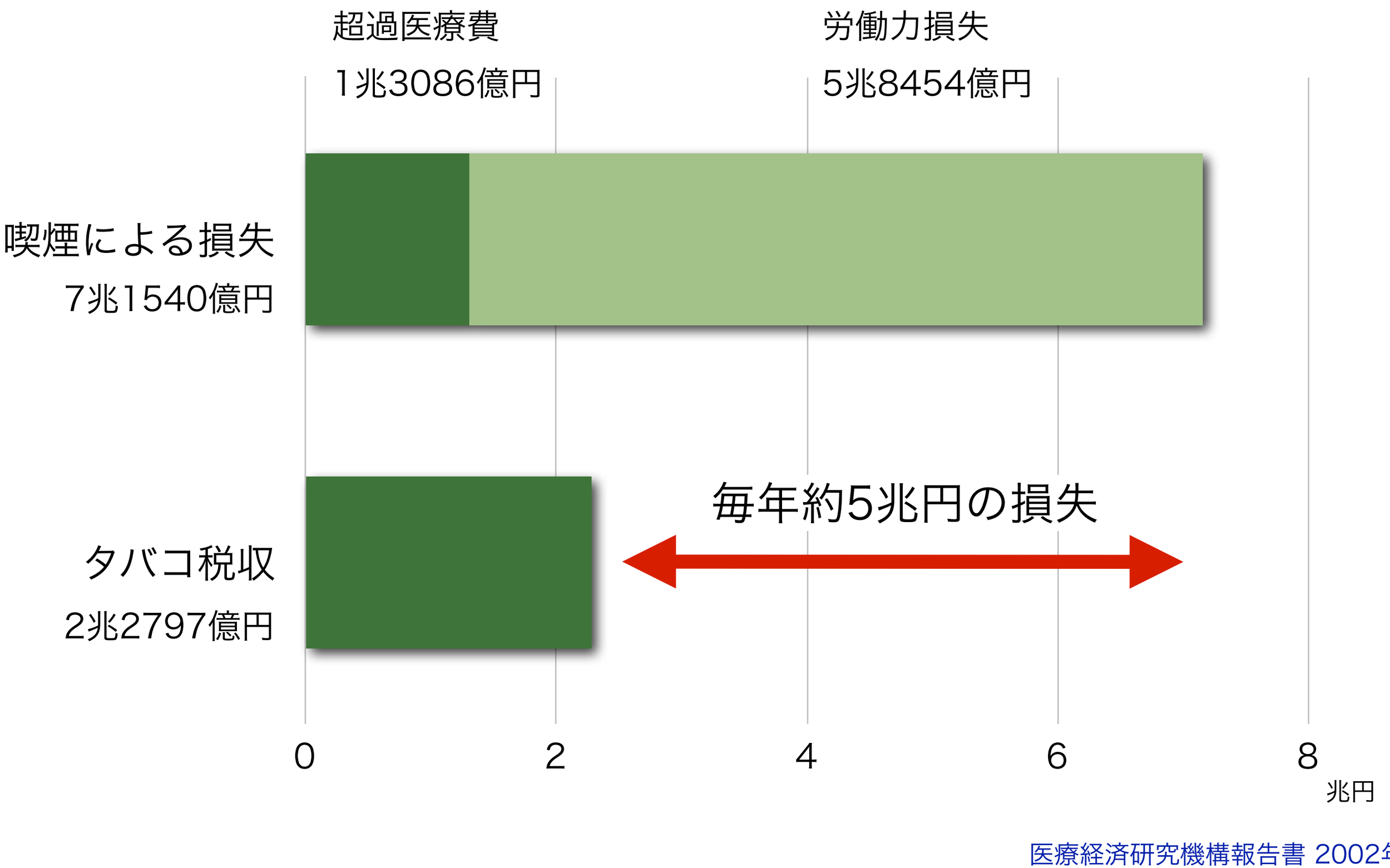

医療経済研究機構報告書 2002年

2012
世界禁煙デー

INTIMIDATION

STOP TOBACCO INDUSTRY INTERFERENCE

脅迫

タバコ産業による規制妨害を阻止しよう

© World Health Organization, 2012 / Design pro bono: Fabrica (poster: M Povoleri, photo: A. Ferretto)

Tobacco industry tactics to undermine tobacco control must be exposed and resisted.

World No Tobacco Day, 31 May
www.who.int/tobacco

World Health Organization

2013

世界禁煙デー

タバコ会社の広告・販促・後援協賛活動の包括的禁止法制定を

Are you being manipulated ?

BAN TOBACCO ADVERTISING, PROMOTION AND SPONSORSHIP

WORLD NO TOBACCO DAY 31 MAY www.who.int/world-no-tobacco-day

World Health Organization

Free yourself !

BAN TOBACCO ADVERTISING, PROMOTION AND SPONSORSHIP

WORLD NO TOBACCO DAY 31 MAY www.who.int/world-no-tobacco-day

World Health Organization

自治体がタバコ会社と協力することは FCTC 違反です

ひろえば街が好きになる運動 in 三内丸山遺跡

ひとの ときを、想う。 JT

ひろえば街が好きになる運動

主催:青森県、青森県の縄文遺跡群「世界遺産をめざす会」、JT盛岡支店　後援:公益社団法人青森県観光連盟、青森県立美術館、青森県料理飲食業生活衛生同業組合、青森県すし業生活衛生同業組合、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合、あおもりラーメン協会、三内丸山応援隊、株式会社東奥日報社、株式会社エフエム青森、青森県たばこ販売協議会、青森県たばこ耕作組合、NPO青森ユートリーの会

青森の街をキレイにする清掃活動の参加者、大募集！

街の環境美化やマナーの大切さに気づいて頂く事を目的に行われている清掃活動「ひろえば街が好きになる運動」。全国各地のお祭りやイベントでこの運動は広がっています。「ひろえば街が好きになる運動in三内丸山遺跡」の会場でも、この活動を実施致します！　ご用意頂くものは何もございません。お祭りの散策ついでに、お一人でも、ご家族でも、どなたでもお気軽にご参加頂けます。多くの皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

アルピニスト野口健トークショー&一斉清掃活動の開催決定!!

野口健さんによる、トークショーと青森の街をキレイにする一斉清掃活動を開催いたします。
どちらも参加無料となっておりますので、この機会に是非ご参加ください。
参加を希望される方は右記の内容をご確認ください。

トークショー	実施日時：一回目 10:00~10:30 二回目 14:30~15:00 実施場所：三内丸山遺跡 縄文時遊館（中庭）
一斉清掃出発式	実施日時：11:00~ 実施場所：三内丸山遺跡 縄文時遊館（中庭）

メディアがタバコ会社と協力することは FCTC 違反です

- JTフォーラム
  - » JTフォーラムとは？
  - » 2013年度講演スケジュール
  - » 2012年度講演スケジュール

JTフォーラム とは？

ひとのときを、想う。

『JTフォーラム～ひとのときを、想う。～』は、「良質な文化の芽を地域から育てていきたい。そして地域文化に貢献したい」という地方新聞社と、JTの考えが一つになって開催する文化イベントです。毎年、全国の各会場に、さまざまな方面で活躍されている方々を講師に招き、文化講演会を開催しています。

■ 2013年度開催地　■ パネル展示コーナー　■ お客さまの声

2013年度開催地

2013年度は以下の会場で開催を予定しております。
（都合により、日程等を変更する場合もございます。あらかじめご

2013年9月18日　青森市　主催：東奥日報社　後援：青森県青森市、青森県教育委員会、青森市教育委員会、ほか